# 第141回 高知県都市計画審議会 会議録

1 開催日時 平成29年12月25日 (月) 13時30分~15時20分

2 開催場所 高知共済会館 COMMUNITY SQUAR 3階大ホール「桜」

3 出席委員 青木章泰、磯部雅彦、稲田知江子、大倉美知子、片岡万知雄、

小坂雄一郎、竹内光生、政岡慶子、横山桂子、田中徹、

橋本敏男、大北昌尚(代理)、新宅幸夫(代理)、藤戸秀夫(代理)、

朝比奈正敏(代理)(計15名)

4 欠席委員 小田切泰禎、康峪梅、林幸一、岡﨑誠也、髙木妙(計5名)

5 出席幹事 松岡孝和課長(政策企画課)、山本和弘課長(地域福祉政策課)

杉村充孝課長(土木政策課)(計3名)

6 欠席幹事 鍵山匡彦課長(商工政策課)、池上隆章課長(農業政策課)(計2名)

7 事務局等 (高知県) 土木部都市計画課、土木部建築指導課、

林業振興·環境部環境対策課

(土佐市) 都市環境課

(計11名)

## 8 審議事項 諮問事項

- 1) 高知広域都市計画区域マスタープランの改定について
- 2) 東部圏域(東洋・室戸・安芸) 都市計画区域マスタープランの 改定について
- 3) 中央圏域(香南・本山・土佐・佐川・越知)都市計画区域マス タープランの改定について
- 4) 高幡圏域(須崎・中土佐・窪川) 都市計画区域マスタープラン の改定について
- 5) 幡多圏域(幡東・中村・宿毛・土佐清水)都市計画区域マスタープランの改定について
- 6) 建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の 敷地の位置の判断について

\_\_\_\_\_\_

## ■事務局

定刻になりましたので、只今から第 141 回高知県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、高知県土木部都市計画課課長補佐の 秋元でございます。よろしくお願いします。

本日は当審議会委員20名のうち代理委員を含め、現在15名のご出席をいただいていま

す。当審議会条例第5条による会議の成立要件であります2分の1以上の委員のご出席を いただいておりますので、本日の審議会が成立していますことをご報告いたします。また 本日の審議会は、高知県都市計画審議会運営要綱第9条の規定により公開としており、傍 聴席を設けております。

それでは審議に先立ちまして、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。配布資料は、お配りしている資料の表紙に記載してあります「資料1 次第」「資料2 出席者名簿」「資料3 配席図」「資料4-1高知県都市計画審議会条例」「資料4-2 高知県都市計画審議会運営要綱」「資料5-2 第2号議案説明資料」「資料5-3 第3号議案説明資料」「資料5-4 第4号議案説明資料」「資料5-6 第6号議案説明資料」「資料6 議案説明資料」となります。以上、よろしいでしょうか。不足がありましたら事務局にお知らせください。

続きまして、委員の皆様方のご紹介につきましては、出席者名簿と配席図により代えさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第5条に、会長が議長となって会議を主宰することとなっておりますので、磯部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## ■会長

会長の磯部です。どうぞよろしくお願いいたします。年末のお忙しいところお集りいた だき、大変ありがとうございます。

議事に入りたいと思いますが、その前に、当審議会運営要綱第10条第3項に、「会長が会議録の署名委員を2名指名する」ということになっています。今回は小坂委員、横山委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。

今回はお手元の次第にありますように、諮問事項は6件になります。

まず第1号議案「高知広域都市計画区域マスタープランの改定について」を、お諮りいたします。

事務局から資料の説明をお願いします。

#### ■事務局

高知県都市計画課計画担当チーフをしております、中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。説明につきましては座っての説明とさせていただきます。

まずお手元の資料5-1にあります、第1号議案を朗読させていただきます。

29 高都計第 514 号。平成 29 年 12 月 1 日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。 高知広域都市計画区域マスタープランの改定について。このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する、同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に諮問します。 次のページ以降に、改定いたします「高知広域都市計画区域マスタープラン」がありますが、50ページを超える内容となっておりますので、説明につきましては、資料6で説明させていただきます。資料6と同じものを、前のスクリーンにも示させていただきます。

資料6を1枚めくっていただきますと、資料6-1といたしまして、1号議案「高知広域都市計画区域マスタープランの改定」の説明資料となっております。まず初めに高知県における都市計画区域につきまして、現在、県内には16の都市計画区域がございます。着色している区域がそれぞれの都市計画区域となっており、このうち、1号議案でお諮りします高知広域都市計画区域は赤色で着色している区域で、高知市、南国市、香美市、いの町で構成する区域となります。こちらの区域は県内で唯一、市街化区域と市街化調整区域の区域区分をしている都市計画区域となります。

次のページをお願いします。続いて、都市計画区域マスタープランについてご説明いた します。都市計画区域における人口・産業・土地利用などの基礎調査・分析を踏まえ、お おむね20年後の都市の将来像を展望し、その実現に向けた基本的な方針を示したものが「都 市計画区域マスタープラン」です。正式には「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」 と呼ばれております。都市計画区域マスタープランで定める項目は大きく3つあり、「1. 都市計画の目標 | 「2.区域区分の有無及び方針 | 「3.主要な都市計画の決定の方針 | と なっております。また「3.の主要な都市計画の決定の方針」につきましては、土地利用 や都市施設、市街地開発事業などの項目について方針を定めます。高知広域都市計画区域 マスタープランではこちらにお示ししておりますように、8つの項目について方針を定め ておりますが、必ずしも「何種類ないといけない」という決まりはございません。右側に 赤色で着色してお示ししておりますが、都市計画に関するマスタープランと言われるもの は大きく2つございまして、その1つが、県が広域的な視点で定める「都市計画区域マス タープラン」であり、今回お諮りいたしますのはこちらとなります。その下の矢印にござ いますように、これとは別に各市町におきまして、地域に密着した視点で定める都市計画 マスタープランがあります。こちらは県が定める「区域マスタープラン」の方針を踏まえ て、各市町が地域に密着した視点でより具体的な内容を示すものとなっています。

次に改定に至る経緯についてご説明いたします。平成27年度に改定素案の作成に着手しており、昨年平成28年度には、素案を作成する過程で住民のみなさまや関係機関に広く意見を聞くことを目的として、住民説明会、パブリックコメント、関係機関への意見照会などを実施しております。またそれらを踏まえて作成した素案につきましては、前回平成29年3月23日に開催いたしました都市計画審議会におきまして経過報告をさせていただき、素案を確定させていただきました。今年度からは法に基づく手続きを進めており、改めての住民説明会や公聴会を開催し、関係機関との協議や法定縦覧を実施したうえで、本日お諮りする改定案を策定しております。

続きまして、今年度の改定手続きを進めるなかで、6月から7月にかけて開催いたしま した住民説明会のあと、2名の方から公述の申出があり、公聴会を開催しておりますので、 お二方のご意見とその対応について説明させていただきます。

1人目(南国市の方)のご意見につきましては、マスタープランの内容に関するものではなく、改定の進め方に関するご意見でした。「都市計画区域マスタープランの改定を行ううえで、正しく調査・分析を行ない、不正や隔たりがないように配慮してほしい」というものでした。これにつきましては、「改定に際して人口、産業の規模、土地利用や交通等の現況を調査したうえで将来の見通しを客観的に分析している点、案の作成にあたり関係機関、各市町に意見照会を実施している点、住民の意見を反映するため、パブリックコメントや住民説明会、公聴会、案の縦覧を実施していることから、いただいたご意見のとおり、改定作業を進めております」との回答をさせていただきました。

2人目(高知市の方)のご意見は、マスタープラン改定案に関するご意見です。「区域区分は必要であるが、津波浸水区域から高台への移転を望む場合など、社会の実情に応じた臨機応変で柔軟な対応可能なシステムの構築を望む」というものです。こちらにつきましては、「今回の改定案の『土地利用に関する主要な都市計画の方針(マスタープラン本文P.23)』に、高台移転を含めた、市町の実情に応じた開発許可制度の運用を図っていく方針を記載している点、また、『都市防災に関する主要な都市計画の方針(マスタープラン本文P.43~45)』に、津波など自然災害に対する取り組みとして、浦戸湾における三重防護の推進や、津波避難路、津波避難タワー等の整備を関係機関が連携して取り組むことを記載している点などを踏まえまして、いただいたご意見は今回の改定案に盛り込まれています」との回答をさせていただきました。なお左下に「反映を行わない」という表現をさせていただいておりますが、いただいたご意見を反映して「マスタープランに新たな記載、もしくは文言修正は行わない・行なう必要はない」という意味の記載となっております。

次のページをお願いします。こちらからが、新たな区域マスタープランについての説明となります。まず改定に向けての背景や、現状・課題について説明いたします。現行のマスタープランは平成16年に策定しておりますが、策定から10年余りが経過し、急速な人口減少や中心市街地の衰退、また東日本大震災を踏まえた防災意識の高まりなど、社会情勢の変化に対応するため、今回改定を行うものです。

次に、高知広域都市計画区域における現状と課題につきまして、こちらのグラフに示しますように、人口減少の進展や高齢化の進展が今後ますます進んでいくと予想されることから、「持続可能」で「暮らしやすいまち」を実現していく必要があります。また空き店舗率などに見られますように、中心市街地の衰退への対応や、南海トラフ地震に代表される自然災害に備えたまちづくりの実現が必要となっております。

これらの課題を踏まえ今回の改定を行なうこととしておりますが、改定にあたっての大きな改定点は4つございます。

まず1点目として、平成27年に県および県内市町村において策定された「まち・ひと・ しごと創生総合戦略」において定められた人口減少などの課題克服に向けた政策目標や施 策等を踏まえた点が挙げられます。代表的なものとしまして、多極ネットワーク型のコン パクトな都市の形成に向けた方針を示しており、イメージ図にありますように既存の市街 地部や一定規模以上の集落地を拠点といたしまして、人口減少を踏まえた都市のコンパク ト化を図るとともに、各拠点間を、公共交通をはじめとする交通ネットワークで結ぶこと で、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

次のページをお願いします。 2点目といたしまして、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ地震対策を反映した点が挙げられます。

3点目の「既存コミュニティの維持を図るための方針を示す」という部分につきましては、災害リスク軽減のための高台移転や既存コミュニティの維持、産業の活性化など、市町の実情に応じた開発許可制度の運用を行なう方針を示しております。

4点目としましては、人口減少や高齢化の進展に伴う地域のつながりの希薄化などに対応するため、公助だけでなく、自助・共助・公助、それぞれの役割分担を踏まえた協働のまちづくりの推進を示しています。

次の部分から、高知広域都市計画区域マスタープランの内容となっております。

まず都市計画の目標につきましては、緑、黄色、赤の円に示しております、「まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり」「安全を確保し、生活が息づくまちづくり」「共に助け合う協働のまちづくり」の3つの基本理念を定め、その実現に向けた方針をそれぞれの理念ごとに記載しております。地域活力の維持と都市運営の効率化や、南海トラフ地震など自然災害への備え、すべてのひとが暮らしやすいユニバーサルデザインに対応したまちづくりなどを示しております。

続いて区域区分の有無についてですが、高知広域都市計画区域では現在定めております 区域区分を、今後も継続して線引きを行なうこととしています。その理由としましては4 点ほど示しておりますが、代表的なものといたしまして、人口減少、高齢化の進展に対応 し、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めるためにも、現在の生活サービスやコミ ュニティを維持することが必要であり、無秩序な市街地の拡大を抑制する必要があるとい うことが挙げられます。

続いて主要な都市計画の決定の方針につきまして、高知広域区域マスタープランでは8つの項目で方針を示しております。

まず1つ目の土地利用の方針についてです。多極ネットワーク型都市構造の実現に向け、担うべき機能に応じた拠点の形成を目指す方針のもと、その役割、機能に応じた土地利用について方針を示しております。例えば業務地については、各市町の中心部で土地の高度利用や、業務サービス機能の更新、誘導を促進し、機能の強化を図ります。商業地については、同じく各市町の中心部を、地域住民への多様な商業サービスを提供する機能を誘導し、にぎわいのある商業地の形成を図ります。また市街化調整区域についても、南海トラフ地震へ備えるための高台移転や既存コミュニティの維持、産業の活性化などを図るため、市街化を促進するおそれがないと認められる範囲において、市町の実情に応じた開発許可制度の運用を行なう方針を示しております。

次に、主要な都市施設についての方針です。こちらでは、交通の円滑化や災害時や復旧・ 復興時も安全かつ確実にネットワークが確保できる道路ネットワークの形成などについて 示しております。

次の市街地開発事業の方針といたしましては、木造密集住宅地など、都市基盤が脆弱な地域では、市街地開発事業の実施や建築物の不燃化・難燃化を進めるとともに、区画道路の整備や公園・緑地の確保など、よりよい住環境の形成に向けて、地域の実情を踏まえながら、適切な取り組みを図ることとしています。

次に都市防災の方針としましては、南海トラフ地震や局地的な集中豪雨など自然災害に 対する備えを強化し、安全・安心なまちづくりを進めるための各方針を示しております。

自然環境の整備、保全の方針としましては、市街化区域周辺の四国山地や物部川、仁淀川、桂浜など、優れた自然景観、豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった良好な都市環境の形成について示しています。

福祉のまちづくりの方針としましては、ユニバーサルデザインに対応したすべての人に やさしいまちづくりの推進について、また都市景観の方針としましては、森林県としての 豊富な資源を活用し、高知らしさを前面に出した景観形成の推進を示しております。

最後に、人口減少や高齢化が進むことで生じる地域のつながりの希薄化に対する方針としまして、行政による公助だけではなく、自助、共助を強化し、役割分担や相互協力に基づく「協働のまちづくり」について示しております。

以上、ここまでが今回の1号議案の改定案についての説明となります。

最後に今後のスケジュールについて説明いたします。左側から順に、今年度に入って進めてまいりました主要な手続きの経過をお示ししております。赤く示した箇所が本日の都市計画審議会となっております。本日この都市計画審議会にてご承認をいただけましたら、年明けから法に基づきまして、国土交通省との協議に入る予定としております。協議は約1~2カ月かかると見込んでおります。国土交通大臣の同意が得られますと、その後、告示の手続きを進め、県としましては年度内に改定を終えたいと考えております。

1号議案に関します、事務局からの説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

## ■会長

ありがとうございました。

それでは只今の第1号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいた します。

では大倉委員、お願いいたします。

#### ■委員

1点お願いがございます。先ほどご説明いただきました P19 の『福祉のまちづくりの方針』という部分で、「ユニバーサルデザインに対応したすべての人が快適に暮らせるまちづくりを推進」と記載されておりますが、色彩の専門家としましてもカラーユニバーサル

デザインが周知されて、非常にうれしく思っております。そのなかでクローズアップされているのは特に色弱への配慮だと思いますが、さらに今回のマスタープランの改定の発端に、急速な高齢化の進展がありました。高齢者にとって安心・安全に暮らせるというところで、高齢者の見え方に配慮していただけるような視点を持っていただければと思います。80代で100%が発症すると言われておりますのが白内障でございます。白内障の見え方に配慮する周知をしていただくという部分が、高知県の至る所へ基本的に施されるようにしていただければ、安心・安全なまちづくりにつながり、市町にもこれから流れていくことだと思います。こういった部分も徹底していただければと思いまして、お願いでございます。以上です。

#### ■会長

ありがとうございました。

事務局から回答はありますでしょうか。

## ■事務局

いま大倉委員からご指摘いただきました点につきまして、確かにおっしゃられたとおり ということになります。マスタープラン本体にはご指摘いただいた内容は記載されてない ということになりますが、県のマスタープランを踏まえて各市町が策定いたします市町村 マスタープランにおいて、ご指摘いただいた点が反映されるように説明・指導していきた いと考えております。

### ■会長

よろしいでしょうか。

それでは竹内委員、お願いいたします。

## ■委員

説明資料 P 7 『人口減少の進展』で、人口はどんどん減っているという説明がされました。右側で老年人口の割合が縦グラフで示されていて、割合が増えていっている。説明では老年人口の割合は上昇ということで、高齢者が増えていくイメージですが、老年人口そのものがどこかで減ると思っています。その部分は入れる必要がないのでしょうか。

#### ■会長

いかがでしょうか。

#### ■事務局

人口推計等につきましては平成52年度までしか実施しておりませんが、こちらの資料においても若干ですが、人口そのものは高齢者人口が減っていくということを示していると思います。老年人口の減少があったとしても、総人口自体が減っていくことになりますので、老年人口の割合が上昇していくという傾向は、おそらくこのあとも続いていくのではないかという予測をしております。

## ■委員

『老年人口も増加』と青で書かれているため、この点を確認しておかないといけません。

基本的には「老年人口も減る」という捉え方ではありますが、世代構成のなかで高齢者ばかりが増えていると感じてしまいます。要は高齢者が問題、保護しないと負担が増えるというイメージばかりが出ています。そこを『老年人口も減る』という認識を入れると、捉え方が変わってきます。その部分を大事にしておかないと、対応が間違ってしまいます。ぜひよろしくお願いします。

## ■事務局

ご指摘いただいた点について、今後も引き続き検討して参りたいと思います。ありがと うございました。

#### ■会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

#### ■委員

説明資料P2で、県が広域的な視点で捉えて見ていき、市町村は地域に密着した視点で捉えていくとのことでした。また国レベルで見ていくものもあり、図では2段でしか記載されていませんが、置き換えると広域的な視点は国レベルで、県レベルは下になります。要は県と市町村との関係は、国と県との関係になります。そこを時々置き換えて見ていかないと間違えてしまいます。ここで言いたいことは、上から下へ矢印が向いていますが、地域に密着した色々な考え方を取り入れていく必要があるのではないかということで、マスタープランに対しての地元の意見のなかにも表現は出てくるでしょうが、あると思います。矢印は一方向だけで良いのでしょうか。

## ■会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

## ■事務局

ご指摘いただいたように、矢印の方向が一方向だけではないと考えられるところです。 こちらでお示しさせていただいておりますものは、法律上の定義として、県の定める区域 マスタープランに即して定めていくというところをイメージ化させていただきましたが、 委員のおっしゃられた点は、まさにこの業務のことと考えております。

#### ■会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。 では青木委員、お願いいたします。

## ■委員

人口構成についての話になります。都市計画区域マスタープランの基本的な考え方が「おおむね20年後の都市の将来像を展望する」となっています。先ほどの話は極めて基本的な問題で、「20年後だけでよいのか」というような論点も少し含まれているように思います。20年後と50年後はまったく違いますから、そのあたりも踏まえて、単に20年後の都市の姿を展望するだけではなく、人口問題は人口構成も含めて2%を超える出生率など努力はしています。もう少し長い目で見ていくということは、大変必要な観点ではないでしょう

か。20年後だけに捉われることなく考えていくことが必要だと思います。

### ■会長

いかがでしょうか。

#### ■事務局

こちらもご指摘いただいているとおりのことだと思っております。都市計画法に基づくマスタープランの考え方としまして、「おおむね20年後の都市の将来像」ということが書かれておりますので、このような表現にさせていただきましたが、当然20年後だけではないというところはごもっともなお話と考えております。また県のほうとしましても、平成16年に策定いたしましたマスタープランから13年が経過して今回の見直しということになりますが、今後の県の考えといたしましてはおおむねではございますが、10年ごとの見直しを進めていきたいと思っております。またそういった見直しをするにおきまして、さらに長期的な部分も視野に入れた見直しということも、今後引き続き検討させていただきます。

### ■会長

ほかにいかがでしょうか。 ではどうぞ。

## ■委員

資料を見て、「マスタープランはおおむね20年後の都市の姿を展望している」ということは大変良くわかったところであります。P7において、これから人口が減少していくこと、高齢化が進展していくことは事実ではありますが、このままで良いということとは少し違うと思っていて、それを脱却するための何かしらの案をマスタープランに反映していく必要はないのでしょうか。

#### ■事務局

マスタープランに反映する必要がないと言い切るのはさすがに言いすぎだとは思いますが、都市計画の区域マスタープランにつきましては、人口や産業の将来の見通しを踏まえて、それに応じた人口をどのように配分していくか、土地利用としてどういったところに商業、工業、住居系を集約していくか。それによって人口が減ったとしてもより快適で都市的な生活を進めていくための施策や考え方を示すことが、基本的な考えということになります。例えば人口を例に挙げましたところにおいて、人口減少を少しでも緩和していくような考え方のための取り組みと言いますのは、説明でも少し触れましたが、平成27年度に県と県内各市町において計画を定めました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のなかで、考え方や方針を示させていただいております。この方針を受けた形で、将来の姿を展望した形における土地利用、都市基盤整備の方針を示しているのが今回のマスタープランということになります。

#### ■会長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。 では竹内委員、どうぞ。

## ■委員

P7で「人口減少に対して人口減少から脱却する」という視点のお話があったと思います。要は施策を打って脱却するという問題ではありません。人口が減っていくなかで人口増に持っていくためには施策の問題ではなく、生まれる人の数でも良いですが、どういう風にならないと脱却できない、要するに脱却できる可能性は色々なところでの会でも視点で出てくるので、「そういう気持ちでやる」ということが出てきます。いまは減っていくことを理解したうえでどう対応しなければいけないのかが議論の対象になります。「脱却できるかもしれない」という認識をみんな持っています。その点について県は各市町村に対しても含め、高知県全体で見ていく立場にあるので、そこははっきりと示していく必要があると思います。それをやっていないとまずいことになります。減っていっているという捉え方があり、急に増加はできません。その共通認識を抑えておかないといけない。そこを濁しておいては前に進めないと思います。

#### ■会長

コメントということなので、よろしいでしょうか。 ほかにいかがでしょうか。

ご意見をいただきました高齢化に伴う色彩の問題や、特に高齢化の問題についてのご意 見をたくさん頂戴したと思います。また矢印の問題で、国から県、県から市町村という一 方向で良いのか。これは規則上そういう方向になっているということで、実際にはトップ ダウンとボトムアップを組み合わせながら行なっていかなければなりません。また人口構 成についても、これをいわば共通認識にしてこれからどうするか、人口そのものをどうい う関係にするのか。この視点で入っていないのは、「同じ年齢であればいまも20年後も同 じくらい元気だ」ということが、ある意味で前提になっていると思います。高齢者を65歳 で分けるということは、昔で言えば 65 歳は相当な高齢で 55 歳に匹敵したかもしれません。 色々な視点があるので、この都市計画マスタープランというものは非常に色々なところと 関係が出てきます。都市計画という言わば空間利用の観点だけではなくて、もう少し違っ たような人口のこと、直接の産業活動など関係が出てきます。そのときにはこういうこと を注意してほしい、という委員のご意見もあったと思います。これについては事務局で今 後マスタープランを活かしていくときに、ぜひ意見としてお伝えし、またこの審議会とし ても議事録に残すという格好にしたうえで、マスタープランそのものの文言につきまして は、第1号議案に書かれたそのものをこの会として了承して良いかどうかということで、 議論させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。文言についてはこのまま了承 ということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それではマスタープランについては、ご了承いただいたということで進めさせていただきます。

続きまして第2号から第5号議案につきましては、お互いに深く関連するところでもありますので、一括してお諮りいたしたいと思います。事務局は議案の説明をお願いいたします。

## ■事務局

それでは第2号から第5号議案についての説明をさせていただきます。

まず資料5-2から5-5にあります議案の朗読をさせていただきます。こちらはまとめた形での朗読とさせていただきます。

29 高都計第 514 号。平成 29 年 12 月 1 日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。 第 2 号議案 東部圏域(東洋・室戸・安芸)都市計画区域マスタープランの改定について。 第 3 号議案 中央圏域(香南・本山・土佐・佐川・越知)都市計画区域マスタープランの 改定について。第 4 号議案 高幡圏域(須崎・中土佐・窪川)都市計画区域マスタープラ ンの改定について。第 5 号議案 幡多圏域(幡東・中村・宿毛・土佐清水)都市計画区域 マスタープランの改定について。このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準 用する、同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に諮問します。

議案説明は、先ほどの資料6のつづきから説明させていただきます。

先ほどの1号議案につきましては、こちらの地図の赤色で示した区域でしたが、今回の第2号から第5号議案につきましては、それ以外の青色と緑色で示します、15の都市計画区域におけるマスタープランの改定になります。これまでは15の都市計画区域ごとに、それぞれマスタープランを策定しておりましたが、今回の改定では、15の都市計画区域を4つの圏域に整理したうえで、圏域単位でのマスタープランを策定することといたしました。次の都市計画区域マスタープランについての説明は、先ほどと同様になりますので省略させていただきます。

こちらの『区域から圏域単位のまちづくりへ』につきましては、これまでは都市計画区域ごとにマスタープランを策定し、各区域単位でのまちづくりを進めてまいりましたが、高規格幹線道路の整備に伴いネットワークが形成されることで、「ヒト」や「モノ」「経済」などの影響が広範囲となり、まちづくりにおいても広域的な調整が必要となってきたこと、また、人口減少による空き地や低未利用地の増加、産業活動の停滞といった現象が進むなか、単体の都市や集落のみでは都市機能を維持していくことが困難となってきたことを踏まえ、各都市のコンパクト化を図るとともに、各都市間で様々な都市機能を補完し合い、持続可能なまちづくりに向けた、合理的で効率的な都市の形成が必要となってきたこと、さらに、平成23年11月に都市計画運用指針が改正され、複数の都市計画区域を対象として、一体の都市計画区域マスタープラン(圏域マスタープラン)を策定することも可能となったことを受けまして、高知広域都市計画区域をのぞく15の都市計画区域につきましては、区域単位から圏域単位でのまちづくりを目指すこととし、複数の都市計画区域を対象とした圏域単位のマスタープランを作成することといたしました。

では、その圏域エリアの設定についてご説明いたします。

圏域は東から「東部圏域」「中央圏域」「高幡圏域」「幡多圏域」の4つとしましたが、この4つの設定に当たりましては、各都市計画区域の通勤・通学や、買い物先の流動などを調査し、各都市計画区域間の繋がり・結び付きの状況を確認したうえで、本県における他の計画、例えば高知県土地利用基本計画、高知県産業基本計画、第6期高知県保健医療計画など、こういった部分における圏域設定を参考とさせていただいた結果が、この4つの圏域ということになっております。

このうち「東部圏域」「高幡圏域」「幡多圏域」の3つにつきましては、各都市の結びつきや地理状況からも特に違和感はないものと思われますが、「中央圏域」の設定につきましては、直接の各都市の結びつきはそれほど顕著なものではありませんが、高知広域都市計画区域を介してそれぞれが結びついているという考えのもと、「中央圏域」を設定させていただいております。なお、今回の改定でマスタープランそのものの数はこれまでの15から4に変更となりますが、各都市計画区域の数や範囲に変更はなく、これまでどおり都市計画区域は15、高知広域含めますと16のままとなります。

次の改定の経緯につきましては、先ほどの第1号議案と同じ手続きとしております。このなかで今年6月から7月にかけまして区域ごとに実施しました住民説明会のあと、宿毛市の住民1名から公述の申し出があり、7月21日に公聴会を開催しておりますので、次のページで説明させていただきます。

公述の主な意見は2つございまして、1つ目は、改定手続きに関するものです。意見の要旨は「縦覧図書をオンラインで閲覧できたり、コピーをいただけるようにしてほしい」というものでした。これにつきましては、国土交通省の意見や他県の状況を確認したうえで、広く住民の皆様のご意見を反映するための今後の改善として、「案の縦覧について、インターネットの活用や閲覧に訪れた方が希望する場合には資料を配布する」こととし、先月実施いたしました本件の法定縦覧から、これらの対応を行なっております。当然のことながら、今後の都市計画決定の手続きにおいてもこの取り組みは継続していくこととしております。

2つ目の意見は、幡多圏域都市計画区域のマスタープラン本文についてです。宿毛都市計画区域における課題をとりまとめた表のなかに、現状・課題に対する方針の一部を記載しておりますが、そちらの一部に「被害を軽減する津波防護施設や河川改修の推進」という記述がございます。この箇所の『防護施設』という表現について、「宿毛市で建設の計画や話し合いが行われている海岸施設は、長期浸水対策のための防潮堤であることから「津波防護施設」とは呼べないのではないか」というものでした。こちらにつきまして、担当部署である県の港湾海岸課に確認いたしましたところ、「津波防護施設」は浦戸湾で実施している三重防護などを示し、宿毛市で検討しております内容は、海岸堤防や河川堤防の「耐震化」「堤防高さの検討」のことでしたので、こちらについては赤文字で表記しておりますとおり「被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進」という内容に修正・反映しております。もうひとつが「ソフトとハードによる防災・減災対

策と言う表現がありますが、ソフトに関する項目の記載が明確ではない」とのご指摘でした。これにつきまして改めて検討した結果、ソフトとハードの記載を明確に分けることとして、こちらに書いてありますような赤文字に修正・反映させていただいております。

ではここから、各圏域のマスタープランについての説明となります。

まずは第2号議案となります「東部圏域都市計画区域マスタープラン」についてです。 東部圏域には、東洋・室戸・安芸の3つの都市計画区域があります。東部圏域の概況としましては、急峻な山と太平洋に挟まれ、これら山や海から享受される自然の恵みが魅力的な地域であり、ゆず・ヤナセスギ・キンメダイなど山や海から享受される自然の恵みの宝庫となっており、室戸ジオパークやサーフィンで有名な生見海岸など、海洋レジャーや体験型観光、また吉良川の街並みなど地域の魅力を生かした交流・定住を推進している状況です。東部圏域の都市計画の目標といたしましては、豊かな地域資源を活かし、人口の定着や交流人口の増加による地域活性化を目指していくことや、広域幹線道路網の整備として、東部圏域は国道55号が幹線道路となっておりますが、緊急輸送道路の機能を担っている道路ではあるものの機能性や代替性の面で十分ではないことから、広域幹線道路網の整備を推進していくことなどを踏まえて、3つの基本方針を定めております。1つ目が『魅力あふれるまちづくり』、2つ目が『持続可能で人にやさしいまちづくり』、3つ目としまして『安全・安心・快適なまちづくり』となっております。

次のページをお願いいたします。続いて、区域区分の有無についてです。これまでも東洋・室戸・安芸の都市計画区域におきましては区域区分を行なっておりませんでしたが、今回の改定に際しましても、引き続き「区域区分は定めない」ものとします。その理由は以下の3つとなっており、『今後も市街地の大きな拡大には至らないと予測されること』『用途混在の進展などによる急激な居住環境の悪化は見込まれないこと』『開発圧力が急激に高まる可能性は低いこと』、こういったことから引き続き「区域区分を定めない」ものとしました。

また、後ほども説明いたしますが、他の「中央」「高幡」「幡多」圏域についても、これまでと同様に区域区分を定めないこととしています。

東部圏域における主要な都市計画の決定の方針につきましては、土地利用に関する方針、都市施設の整備に関する方針、都市防災に関する方針、自然的環境の整備又は保全に関する方針を示しています。なおマスタープラン本文にはこれらのほかに、その他の方針として、景観や福祉に関する方針などを示しております。

土地利用に関する方針では、低・未利用地の適正管理と有効活用や、室戸の吉良川の街並みなど観光資源を保全していく歴史的街並みと調和した居住環境の整備を示しております。都市施設の整備に関する方針におきましては、8の字ネットワークの一部を構成する広域幹線道路網の整備促進を示しております。都市防災に関する方針としましては、ソフトとハードによる防災・減災対策として、災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備、建物耐震化や避難施設の整備を示しております。自然的環境の整備又は保

全に関する方針としましては、豊かな自然環境保全と活用について示しております。

第2号議案の東部圏域都市計画区域マスタープランに関する説明は以上です。

続きまして、第3号議案となります「中央圏域都市計画区域マスタープラン」についてです。

中央圏域には香南、本山、土佐、佐川、越知の5つの都市計画区域があります。この中 央圏域につきましては、高知広域都市計画区域を介した繋がりとして圏域を設定しており ます。高知広域都市計画区域を含めた中央圏域の概況といたしましては、海、山、平野の 各自然環境から産み出される豊富な地域資源を有し、高知広域とともに発展してきた地域 となっております。

中央圏域における都市計画の目標といたしましては、高知広域を含む圏域内の連携を前提として、相互補完を行なう拠点の形成と拠点を結ぶ連携軸の強化による「コンパクトシティ+ネットワーク」型の圏域の実現を目指していくこと、個性豊かな自然環境から産み出される豊富な地域資源を活用するなどを踏まえた、3つの基本方針を定めております。1つ目が『ネットワークによる多極連携型まちづくり』、2つ目が『安全・安心で住みやすいまちづくり』、3つ目が『地域の資産を活かしたまちづくり』となっております。

次のページをお願いいたします。続きまして区域区分の有無についてですが、中央圏域につきましても、「区域区分を行なわない」ものとします。その理由は先ほどとほぼ同様で、市街地の拡大や用途混在による住環境の悪化などが見込まれない、との理由によるものです。

中央圏域における主要な都市計画の決定の方針といたしましては、土地利用に関する方針として、地域の実情を踏まえた適正な土地利用の推進や、文教のまちとして歴史的風致維持に取り組んでいる佐川町のように、歴史的街並みと調和した居住環境の整備について示しております。都市施設の整備に関する方針では、異常気象による通行規制区間の解消など、広域的な連携・相互補完を担う幹線道路の維持、整備について示しております。都市防災に関する方針では、東部圏域と同様にソフトとハードによる防災・減災対策を示させていただいております。自然的環境の整備又は保全に関する方針では、良好な自然環境の保全に努め、体験学習やレクリエーションの場として活用することを示しています。

3号議案、中央圏域都市計画区域マスタープランにつきましては以上です。

続きまして、第4号議案「高幡圏域都市計画区域マスタープラン」についてです。

高幡圏域には須崎、中土佐、窪川の3つの都市計画区域があります。高幡圏域には、四国カルストや変化に富んだ海岸線、清流四万十川の上流域など大自然のほか、龍馬脱藩の道など、優れた観光資源も有する地域であり、高速道路の延伸に合わせて、地域資源を活かした滞在・体験型観光を推進しています。

高幡圏域の都市計画の目標といたしましては、豊かな自然環境の保全と観光資源への活用による広域交流の促進をしていくこと、高速道路の延伸に合わせて、IC周辺の土地利用について検討していくことを踏まえ、3つの基本方針を定めております。1つ目が『"住

んでよし、訪れてよし"のまちづくり』2つ目が『地域資源を活かした産業を中心とした 活気あふれるまちづくり』3つ目が『安全で、安心して住み続けられるまちづくり』となっております。

次のページをお願いいたします。区域区分ですが、東部、中央と同様に「区域区分を行なわない」こととしています。

高幡圏域の主要な都市計画の決定の方針につきまして、土地利用に関する方針としましては、住宅の適正配置や、日常生活に必要な商業機能の誘導による快適な住環境の形成を示しております。自然的環境の整備又は保全に関する方針としましては、太平洋を臨む雄大なリアス式海岸や清流四万十川など豊かな自然環境の保全について示しております。またその他の方針といたしまして、重要文化的景観の指定を受けた久礼港周辺や四万十川流域の景観保全と観光資源としての活用を示しております。

第4号議案、高幡圏域都市計画区域マスタープランに関する説明は以上です。

最後に、第5号議案「幡多圏域都市計画区域マスタープラン」について説明いたします。 幡多圏域には幡東、中村、宿毛、土佐清水の4つの都市計画区域があります。幡多圏域 では、温暖な気候や黒潮の恵みを活かしたつくり育てる漁業や、温暖な気候による農業作 物など、自然条件を利用した一次産業を中心に発展してきております。また、恵まれた自 然・文化を活かした幡多ブランドを確立し、全国一の観光推進地域を目指しております。

幡多圏域における都市計画の目標ですが、自然環境や歴史・文化資産の保全と観光への利活用による広域交流の促進をしていくこと、圏域内外の交流促進、産業支援や観光振興、地域防災に資する広域幹線道路網の整備促進をしていくことを踏まえた、3つの基本方針を定めております。1つ目は『快適で安心・安全な居住環境を備えた持続可能なまちづくり』、2つ目が『地域資源を最大限に活かした魅力あるまちづくり』、3つ目が『人・モノが交流する活力あふれるまちづくり』となっております。

次のページをお願いいたします。区域区分ですが、こちらの圏域でも「区域区分は定めない」こととしています。

幡多圏域の主要な都市計画の決定の方針につきまして、まず土地利用に関する方針としましては、適正な土地利用コントロールの維持や、医療・商業などの都市機能・生活関連機能を維持・集積していく方針を示しております。都市施設の整備に関する方針としましては、総合的な交通ネットワークの形成として、広域幹線道路網の整備・促進をしていくことを示しております。自然的環境の整備又は保全に関する方針としましては、良好な自然環境や緑地の保全・活用や、自然資源を活用した地域の活性化について示しております。

第5号議案、幡多圏域都市計阿区域マスタープランにつきましては以上です。

### ■会長

ありがとうございました。

第2号議案から5号議案までまとめて説明をお願いしました。なお、それに対応するマスタープランにつきましては、資料5-2から5-5ということになっております。

それでは4つの議案を通じまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 では小坂委員、どうぞ。

## ■委員

今回の各圏域の都市計画区域ですが、都市計画区域のみのマスタープランではなく、圏域でのマスタープランと伺っています。実際に個々の都市計画区域だけではなく、都市計画区域を定めていない都市計画区域外の市町村もありますが、全体として連携してまちづくり、都市計画を進めていかなければならないと思います。圏域それぞれで管理市のような、圏域をリードするような市町村はあるのでしょうか。もしくは個々の市町村で具体化する際にそれぞれで行なっていくのか、その際には県がリードしていくのでしょうか。

### ■会長

いかがでしょうか。

#### ■事務局

東部圏域における中心拠点となるエリアは、安芸都市計画区域を想定しております。高 幡圏域における中心拠点となる都市計画区域は須崎都市計画区域、幡多圏域におきまして は中村都市計画区域を中心拠点とさせていただいております。中央圏域に関しましてのみ、 「ここが拠点」というところがなかなか示されないということで、こちらにつきましては 少し無理があることは承知ですが、高知広域都市計画区域との連携、こちらの周囲として の形成というような考えになっております。

### ■委員

それぞれの中心となる都市計画区域はありますが、実際に市町村で具体化する際には市町村がそれぞれで、例えば四万十市が都市計画のなかで病院を設置しようとする際に周辺の市町村との連携を図って意見を聞くことや、患者が通えることを考えて規模を検討するなどはせず、それぞれ単独市町村で行なうという状況になるということですか。幡多圏域なら幡多圏域に属する市町村と共同して都市計画マスタープランや、まちづくりを行なうというわけではなく、現状とすると、それぞれの市町村が独自に行なっていくという考えになりますか。

#### ■事務局

各区域のマスタープランというものは、今回圏域単位で作成した県のマスタープランを踏まえて、各市町単位での区域マスタープランがあるべきだと思っています。市町単位でのマスタープラン策定は進めていっていただきたいということになります。また都市計画の区域マスタープランであるため、都市計画を有していない市町について基本的には対象外とはなりますが、圏域として考える際にはその他の市町につきましても考慮していただければという思いで、圏域を設定させていただいております。

#### ■会長

16 の都市計画区域で都市計画区域マスタープランを作ってきたことに対して、「もう少し圏域という視点も入れながら、具体的な都市計画プランを市町村単位で作ってください」

というメッセージでもあるということですね。むしろ「全体の目を少し広げてください」 というメッセージで、圏域というものを新たに持ち込んだということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

はい、竹内委員、どうぞ。

## ■委員

人口がどんどん減っていくため、できるだけコンパクトにしながらネットワークでお互 い結ぶ形の都市、まちづくり、地域づくりをしましょう、ということが基本的なところだ とは思いますが、その際に、国レベルで見たときには東京があり各県庁所在地のネットワ ークになります。県で見たときには県と各市町村の役所があるようなところとのネットワ ークです。各役所では自分のところの役所だけでなく、田舎のほうとのネットワークも含 めて考えます。これが地元の市町村では「常に地域に人あり」となるので、そこを抜きに は成しえないということが基本です。ところが広域ゾーンの話になってくると、細部のと ころをカットしていく怖さがあります。県全体で見たときには、各市町村の細かいネット ワークが見えなくなるため、そこを落とさないように気を付けてほしいと思います。人口 はどんどん減っていっていますが、市街化区域と市街化調整区域があり、市街化調整区域 にも半分以上くらいの人が住んでいます。それを市街化区域内に持って行くという話は現 実的ではなく、そのネットワーク化、各市町村では試行錯誤し苦労しているので、何とか 存在したい。そのシステム構築にあがいています。従来の点を使いながら全部どんどん減 っていってまずい状態のため、色々な手を使って維持したいということが現状になります。 全体的にコンパクト化することはみんな了解していますが、そのときに県が、市町村が細 部まで考えている部分を「県の方向」「国の方向」として縮めていくことは気を付けても らいたいと思います。広域的な配慮、またその逆の細部への配慮は県がずっと行なってき たことで、特に現知事が就任してから田舎ほど存在が大事だと言われています。そこはこ れからも広域的な配慮のなかに細部への配慮は抜けないようにしてもらいたいと思います。 そして上からだけでなく、下からの意見も必ず入れていくようにしていただきたい。その 部分さえ気を付ければ、いままでは各市町村で策定してきたものが広域となると、県がリ ードしていくという役割をそこに入れていくということになります。そこは将来を見通し て説明できるようにしておかないと、「こうなっているからこうします」という風に、大 上段で振りかぶるようなことはならないし、「まずい」という現状があるということを常 に意識しながら行なってほしいと思います。

#### ■会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

#### ■事務局

お話いただいた部分は当然、広域的な視点からの一方通行ではないということは、おっしゃっていただいたとおりのことと考えております。そういったなかで県が圏域単位でのマスタープランを策定したのちには、各市町のマスタープラン改定、もしくは県内には残

念ながら都市計画区域を有しておりながら市町村マスタープランを策定していない市町もございますので、そういう市町に対しては整合を受けて、より細かな視点でのマスタープラン策定を進めていただきたいという考えがございます。また都市計画のマスタープランにおいては、人口をどうしていくか、人口を増やす・減らすという部分はないですが、立地適正化計画という制度が新しく誕生しておりまして、各市町が都市計画マスタープランの一部と位置付けられるような内容で都市のコンパクト化を図るという考えのもと、中心部だけを見るのではなく、中心部の周囲にあります一定規模の既存集落単位との連携、交通網との繋がり、そういった持続可能なまちづくりについても検討していくことが謳われております。マスタープランの策定とともに、立地適正化計画などについても検討していただきたいという考えのもと、我々としてはこの作業をするにあたりまして、県内の各市町に対してはそういったお願いをしてきているところです。

#### ■会長

はい、よろしくお願いします。

先ほどの委員からの矢印のご指摘とともに、色々なレベルでの関係が出てくるので、それを常にトップダウンということではなく、双方向にやり取りをしながら細部まで配慮ができるような計画にして、さらにそれを実施してほしいというご意見だと思いますので、事務局にもそのことをご配慮いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

#### ■委員

内容とは少し違うのかもしれませんけれども、第1号議案の「高知広域都市計画区域マスタープラン」の都市計画の目標には、キャッチフレーズのようなものはありませんでしたが、第2号から第5号には「都市計画の目標」というところにキャッチフレーズがあるように思いました。これは県の方が考えられたのでしょうか。各圏域の意見を取り入れてのことなのか、見ているとどこの圏域にも当てはまるようなことが入っていると思いますので、マスタープランにはこういうキャッチフレーズが必要なのか、あったほうが良いのか。どういう観点からこれがあるのかと思いまして、質問させていただきました。

## ■会長

はい。いかがでしょうか。

## ■事務局

キャッチフレーズのようにひとまとめにしたものが必ずしもなければならないことはないですが、それぞれの圏域ごとに3つの基本方針を示させていただきました。これらを大きく集約した形で、大きな目線で見たときに、各圏域においてそれほど大きな違いはないと思われたと思いますが、そういった部分のなかにおいてもお題目としての部分で少しずつ書いていくことによって、それぞれの特徴を示したいという思いで、圏域につきましてはひとまとめにしたものを書いております。こちらにつきましては、こういった表現につ

いてどうか、というところも含めまして、各圏域内にあります市町の意見を反映しまして、 こういう表現にさせていただいております。

## ■会長

県が作るマスタープランではあるけれども、それぞれの地域、市町村とのやり取りのなかでこういうものが出てきたということです。高知県ですから共通するところはたくさんあると思いますが、それぞれの地域の思いがこういう言葉に出てきているということでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは第2号議案から5号議案まで、一括して原案のとおり答申するということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは第2号、第3号、第4号、第5号議案につきましては、原案どおり答申するということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは先に進ませていただきます。第6号議案「建築基準法第51条ただし書きによる 産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について」、お諮りいたします。事務局は議案のご 説明をお願いいたします。

#### ■事務局

それではこちらも、お手元の資料 5-6 にあります第 6 号議案を朗読させていただきます。

29 高都計第 514 号。平成 29 年 12 月 1 日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。 建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について。この ことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する場合、 都市計画審議会において、敷地の位置が都市計画上支障ない旨の議を経る必要があります ので、別紙のとおり審議会に諮問します。

それでは、資料6-3で説明させていただきます。

本案件におきましては、土佐市高岡地区におきまして、平成 15 年から移動式の木くず破砕機を使用し、木材類の中間処理を行っておりました会社が、近年の取扱量の増加を踏まえ新たな木くず破砕処理機を導入し、敷地を拡大して既存施設と一体的に利用することに対しまして、建築基準法上の許可を受ける必要があり、その許可に際しましては、あらかじめ本都市計画審議会の議を経る必要がありますことから、本日ご審議をいただくことになったものです。

説明につきましては、建築基準法第51条ただし書きに関する部分、それから今回の産業 廃棄物処理施設の概要、最後に高知県としての見解、の順に説明してまいります。

まず、建築基準法第51条の規定について説明いたします。条文では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設(今回申請のありました産業廃棄物処理はこの政令に該当する施設となります)、

これらの用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地位置が決定しているものでなければ、新築、増築してはならない。」と定められています。これは、これらの建築物が都市の機能上、欠くことのできない重要な施設である半面、周辺住民からは迷惑がられる施設であることから、施設の位置につきましては地域住民や利害関係者との合意形成が図られたものとなるよう、都市計画の手続きを行なう必要がある、という内容となります。次の段落からが今回のただし書きとなりまして、「ただし、特定行政庁が、都道府県都市計画審議会の議を経て、敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない」と定められています。ここで言う特定行政庁は高知県知事を指しておりまして、許可に際しての審査は、県の建築指導課が担当しております。この特定行政庁が本審議会でご意見をお伺いしたうえで、都市計画上支障がないと認めた場合には、都市計画決定しているものでなくても許可することができるという趣旨となります。

次に申請地の位置を示しておりますが、青色で囲んでいる範囲が「土佐都市計画区域」 となっており、この区域のなかの赤で示しております箇所が今回の申請地となっておりま す。

次のページは、航空写真で申請地の位置関係を示したものとなります。青色で示しておりますものが高速道路(高知横断自動車道)となっておりまして、ピンク色でお示ししているものが国道56号(土佐市バイパス)となっております。今回の申請場所につきましては、市道藤並町林口清滝線という路線の沿線で、土佐市の中心部からは北西に約1.5kmの位置にありまして、周辺は田畑で囲まれており、住宅はほとんどない状況となっています。次に施設の配置図をお示ししておりますが、こちらの産業廃棄物処理場では、これまで

に2回、ただし書きの許可を受けておりますので、その経過についてご説明いたします。

まず1回目の許可ですが、黄色で着色した範囲におきまして、平成19年にがれき類の破砕施設を移動式であったものから固定式に変更するということに対して許可が必要ということで、都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障なしと判断されております。2回目は、平成21年に黄色で着色した敷地に設置していた木くず破砕機を、敷地を拡大して、青色で示した部分へ移設するという行為に際しまして、改めて許可が必要ということで、都市計画審議会の議を経て、支障なしという判断をいただいております。今回の申請箇所は赤色で示した部分についてとなりますが、今回も敷地を拡げまして新たに木くず破砕機を増設するということになります。産業廃棄物処理施設として赤、青、黄色、いずれの範囲もすべてを使って一体的に利用することから改めての許可が必要となったものです。

次のページをお願いいたします。こちらは施設の状況についてお示ししております。真ん中の図でお示ししておりますが、当施設では木くず処理のほかに、コンクリート殻やアスファルト殻、鉄くずや紙くずなどの中間処理を行なっております。これらにつきましては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、産業廃棄物処理法と略して言われますが、こちらの許可を受けております。今回新たに増設する木くず破砕機につきましては、赤色の範囲の箇所の赤の矢印に示す場所に新たな機械を設置し、その周囲を青色で示しておりま

すが、防音シートで覆う予定となっております。また写真④~⑥番に写っておりますが、 敷地周囲には鉄製パネルを設置し、周囲への粉じんの飛散防止に努めております。

次に今回新たに増設いたします、木くず破砕処理施設の概要をお示ししております。今回増設いたします木くず破砕処理施設の最大処理能力は、1時間に55 t、1日に換算いたしますと8時間稼動で440 t となっております。増設に関する理由は先ほど説明したとおりとなりますので、省略させていただきます。こちらの破砕処理能力が5 t 以上の規模になる場合には、建築基準法上の許可を要することとなっています。

次のページには、施設周辺の状況写真を示しております。周囲は農地に囲まれておりまして、最も近接する住家は、申請地から高知自動車道を隔てまして、西側に約220m離れた位置にございます。先ほども少し触れましたが、今回の増設にあたりましては、建築基準法上の許可のほかに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受ける必要があります。こちらの許可につきましては、9月20日に既に許可を受けているとのことです。こちらの許可手続きにあたって適用いたします、高知県廃棄物処理指導要領におきまして、施設に隣接する土地所有者と、施設から半径300mの範囲にある住家の住人から、2/3以上の同意を得ることが定められております。本件における関係者は全部で12名となっておりますが、このうち9名の方から同意が得られており、2/3以上の同意は得られております。なお残る3名の方については、反対ということではなく不在のため、賛成・反対の意思確認ができないという状況になっております。

次に、廃棄物の運搬経路となる道路の状況写真をお示ししております。申請地までの出入りにつきましては、国道 56 号土佐市バイパスを経由しまして、市道藤並町林口清滝線を約1km 北進します。土佐市バイパス自体は4車線の整備ができておりますが、申請地に至るまでの市道につきまして、こちらはほぼ2車線で整備されております。赤色で引いている一部区間につきましてまだ整備が完了していないことから、一部狭隘な区間が残っておりますけれども、道路事業者である土佐市に確認しましたところ、この区間につきまして引き続き整備を進めていくということとなっております。一部狭隘な区間はございますけれども、運搬車両の出入口は写真⑤に示しておりますように、2車線整備が完了している状況が確認できます。また今回の機械増設によりまして、運搬車両は1日当たり往復で約80台増加となる見込みです。

次のページをお願いいたします。こちらは環境影響評価の結果をお示ししたものとなっております。影響が想定されます大気質、騒音、振動、いずれの項目につきましても基準値を下回る結果となっており、周辺の環境に及ぼす影響は小さいことが予測されています。これらの内容を踏まえまして、高知県の見解を最後にまとめております。

1つ目としまして、今回の手続きにあたりまして、地元自治体である土佐市長から「都市計画上の位置的には支障ないものと認めます。」との意見書が提出されております。こちらは資料5-3の最後のページにコピーを添付してございます。2つ目といたしまして近隣住環境へ与える影響についてですが、こちらにつきましては環境影響評価の結果から

も少ないものと判断しております。3つ目の交通への影響については、施設の増設による 運搬車両の増加は約80台/日と見込まれますが、進入路となる市道は一部幅員が狭隘なも のの現況の交通量は少なく、また、運搬車両出入口付近では2車線での整備が完了してい ることからも、周辺交通への影響は少ないと判断されます。4つ目としまして、今回の木 くず破砕機の移設に際しましては、周辺住民の同意も含めまして、県環境対策課との間で 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の規定に基づく許可を得ております。

以上の4点から、当該施設の敷地位置につきまして、県としましては、都市計画上特に 支障はないものと判断されることから、本審議会にお諮りするものとなっております。

以上で第6号議案の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ■会長

ご説明をありがとうございました。それでは只今の第6号議案について、ご意見・ご質問をお願いしたいと思います。

それでは第6号議案につきましては、原案のとおり答申するということで、ご意見も特段ないということでございますので、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは第6号議案につきましては、原案のとおり答申するということにさせていただきます。

#### ■会長

それでは本日予定いたしました議題については、これですべてということになります。 特に今日はマスタープランの改定案をご了承いただきました。これは今日私たちが答申す ることになったマスタープランですから割合上位の計画であって、具体的なあるいは詳細 な計画については、これから地域ごとに進めていかなくてはいけないし、それで具体的な 姿が見えてくるということになると思います。県におかれましても、都市計画を進めてい っていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私の司会は以上とさせていただきまして、進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

## ■事務局

委員の皆様、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、 第 141 回高知県都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては今年も残りわずかとなりましたが、お体にはご注意いただきまして、よいお年をお迎えください。

本日はどうもありがとうございました。

以上